

安中市高齢者等緊急情報配信サービス 登録申請書

私は、高齢者等緊急情報配信サービスについて、利用規約（裏面）に同意し、下記のとおり申請します。また、申請内容に変更が生じた場合、登録を廃止する場合には、市へ報告します。

申請日	令和 年 月 日		
申請区分	☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 廃止		
申請者	フリガナ		
	氏 名		
	住 所	安中市	
	登録種別 ※電話か FAX、 どちらか ひとつを 選択	☐ 電話 ※右の理由を 選択	☐ 高齢者（65歳以上である）
		☐ FAX ※右の理由を 選択	☐ 身体障害者手帳（視覚障害）の交付を受けている
			☐ 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けている ☐ 高齢者（65歳以上）で、防犯機能付電話機のため 電話での受信ができない
登録番号 （電話・ FAX）			

※下記代理人欄は、代理人が申請する場合のみ記入してください。

代 理 人	氏 名		申請者 との関係	
	連絡先			

----- 市役所使用欄 -----

受付印（受付課）	收受印（危機管理課）	説明書 交 付		要 件 確 認	
		登録者		確認者	
		登録日		確認日	
		行政区			
		備 考			

安中市高齢者等緊急情報配信サービス 利用規約

1. 利用料金

登録料や電話・FAX受信のための通信料は無料です。ただし、FAX受信機のインク、用紙代等は利用者の負担となります。

2. 利用できる電話機

プッシュ式電話回線が利用可能であること（メッセージを聞き終えたら#ボタンを押す必要があります）。また、防犯電話機能が付加されている電話機は、メッセージが受信できない場合があります。

3. 発信時間帯

本サービスによる電話・FAXは夜間（深夜）にも配信される場合があります。

4. 発信番号

電話・FAXは0570-095-999から発信しますので、事前に電話機やFAXに番号を登録するなど、受信できるようにしてください。なお、発信専用番号のため、折返しの電話をかけてもつながりません。

5. 登録の変更、廃止

登録番号に変更があった場合や、対象者でなくなった場合は、新規登録と同様の方法で、変更、廃止の届出をしてください。

6. 登録の抹消

宛先不明等により複数回にわたり配信できなかった場合には、利用登録を抹消させていただくことがあります。

7. 本サービスの特性

本サービスは電話またはFAXによる配信であるため、回線の混雑状況や災害時の通信設備の被害状況等により、遅延の発生や、発信ができない場合があります。

8. 個人情報の取扱い

申請書に記載された住所、氏名、電話番号またはFAX番号は、本サービス以外の目的で使用することはありません。

9. 免責事項

本サービスを利用することによって直接的、間接的または結果的に利用者が損害を被った場合でも、安中市は責任を負いません。